

別添 1

保守に関する仕様書

この仕様書は、保守作業について大要を示すもので、定めのない事項であっても、各機能の性能保持に必要と認められるものについては、協議のうえこれを充足すること。また、保守作業の実施にあたり、発注者が特に必要と認めた場合は、本仕様の一部について、追加、変更できるものとする。

この仕様書において、発注者とは山形県知事又はその委任を受けた者をいう。

1 障害時保守

賃貸借期間内において機器に障害が発生した場合、障害部位を特定し修理又は部品交換若しくは機器交換並びに調整を行い、機器が正常動作するように回復させること。また、必要に応じ代替機器等を準備し、業務に間隙を生じさせることのないように行うこと。

2 作業の時間帯

(1) 次に掲げる日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までのオンサイト保守を基本とする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に指定する休日
- ③ 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(2) その他

次に掲げる場合は当該時間帯以外においても作業を実施するものとする。

- ① 緊急を要する障害対応
- ② 発注者が特に必要と認め依頼するもの

3 保守体制

障害発生時の対応を速やかに行うため必要な体制を整え、保守受付窓口及び体制について、機器の納入期限までに書面で報告すること。

4 業務従事者の適正な労働条件の確保

受注者は、労働関係法令を遵守し、適正な労働条件で委託業務従事者を雇用しなければならない。

5 障害発生時の対応

- (1) 発注者から障害発生連絡があった場合は、速やかに設置場所に出向き、保守作業を実施すること。
- (2) 障害発生時には、速やかに原因切分けに着手し、早期の障害原因切分け・復旧作業等を行うこと。なお、当該対応方針案・対応状況については、発注者に連絡し確認を受けるものとする。

6 交換部品等の費用

- (1) 交換部品、機器交換等の費用は、利用者の故意又は重大な過失による障害及び自然災害に起因する障害である場合を除き、賃貸料で充当すること。
ただし、有償交換部品の費用については、サイバー犯罪対策課と協議し対応を行うものとする。
- (2) 交換部品の提出
ハードディスクを交換した場合は、当該媒体を発注者に提出すること。

7 報告

- (1) 保守作業を実施した場合は、発注者に対して作業内容等を報告すること。
- (2) 報告書の書式は、発注者が特に指示する場合を除き任意の書式とする。

8 サイバー犯罪対策課長の経由

本仕様書に規定する発注者への提出等は、サイバー犯罪対策課長を経由すること。